

介護支援専門員実務研修受講試験Q&A

Q1 島根県内の施設で、受験資格対象業務に従事しています。
受験申込日現在、山口県在住ですが、受験地はどちらですか。

A1 受験地は、受験申込日現在の勤務地によって決まります。
山口県で受験が可能なのは、受験申込日現在、
①山口県内の事業所等で、受験資格対象業務に従事している場合、もしくは、
②受験資格対象業務に従事していないが山口県在住の場合です。
島根県内で受験資格対象業務に従事している場合は、島根県受験となります。

Q2 看護師として4月1日に採用され勤務していますが、免許証に記載された免許交付日が4月15日の場合、実務経験として、いつから算入できますか。

A2 国家資格等に基づく業務は、全て資格の登録年月日以降から、算入します。
したがって、Q2の場合、看護業務の実務経験として算入できるのは、4月15日からとなります。
なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合は、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出すれば、算入できます。

Q3 看護師として5年間、看護業務を行ってきましたが、その間に1年間、育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

A3 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。
ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

Q 4 保健師の免許を持ち、看護学校で5年間、講師を行っていました。
実務経験として算入できますか。

A 4 国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助を行っていない期間は、実務経験として算入できません。

Q 5 栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしていました。
実務経験として算入できますか。

A 5 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、実務経験として算入できません。

Q 6 栄養士の免許を持ち、民間企業の営業部において粉ミルクの商品販売業務を行い、必要によって病院等で調乳方法の指導を行っています。
実務経験として算入できますか。

A 6 主たる業務が商品販売を目的とした営業業務であり、要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、実務経験として算入できません。

Q 7 介護福祉士の資格を持ち、病院で看護補助（介護）業務に従事しています。実務経験として算入できますか。

A 7 病院等において看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます。

なお、ベッドメイキングや看護用品の整頓など間接的な業務、血圧測定補助など医療業務補助は、実務経験として算入できません。

Q8 介護福祉士の資格を有していますが、複数の介護事業所で介護職員として、勤務しています。この場合、従事期間及び従事日数の取り扱いはどうなりますか。

A8 同一の期間内に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。

ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、「実務経験証明書」の他に、「従事日数内訳証明書」にそれぞれの事業所より証明を受けて、実務経験証明書とあわせて提出してください。重複して勤務している日を確認した上で、実勤務日数を確定します。

Q9 介護福祉士の資格を有していますが、訪問介護員として勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。実務経験として算入できますか。

A9 主たる業務が生活援助の場合は、算入できません。主たる業務が身体介護に従事している場合のみ実務経験算入可能です。

この場合、従事者の主観ではなく、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明がとれる場合に限られますので、ご注意ください。

Q10 保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として介護保険の認定調査員をしています。実務経験として算入できますか。

A10 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、実務経験として算入できません。

Q 1 1 個人開業で鍼灸院を営んでいます。
実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

A 1 1 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地・開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。

Q 1 2 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうすればよいですか。

A 1 2 発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類（受理証等）の写し等を添付してください。

なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届いたら、すみやかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。

（提出期限は、平成30年10月30日（火））

Q 1 3 資格取得後、姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうすればよいですか。

A 1 3 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。

Q14 以前に山口県介護支援専門員実務研修受講試験を受験しました。今年度の試験で「実務経験証明書」の提出を省略することができますか。

A14 平成30年度から受験資格等が変更となった（経過措置が満了した）ため、過去に、山口県に「実務経験証明書」（※「見込み」ではなく、確定したもの）を提出し、受験票の交付を受けた方であっても、「実務経験証明書」の提出は省略できません。必ず、提出してください。

Q15 介護に関する業務であれば、すべて「介護福祉士の資格に基づく業務」と考えてよいですか。

A15 介護に関する業務であればすべてが「介護福祉士の業務」に該当するというわけではありません。

「介護福祉士の資格に基づく業務（以下、「介護福祉士の業務」という）は社会福祉士及び介護福祉士法の第2条において「介護等」として定義されていますが、介護福祉士試験の受験資格を規定する第40条においても、同じ定義の「介護等」という用語が用いられており、「介護福祉士の業務」は、「介護福祉士試験を受験するために必要な3年以上の実務経験の対象業務」と同じであることが示されています。

よって、（別紙3：28～31ページ）の介護福祉士試験受験資格に該当する業務以外は、介護福祉士の業務とは認められません。

【注意！】（別紙3：28～31ページ）に掲げる職種であっても、主たる業務が介護等の業務に従事していなければ、介護福祉士の業務とは認められません。

また、同様に、社会福祉士については（別紙2：19～27ページ）の社会福祉士試験受験資格に該当する業務以外は、社会福祉士の業務とは認められません。

なお、精神保健福祉士についても、（別紙4：32～35ページ）の精神保健福祉士試験受験資格に該当する業務以外は、精神保健福祉士の業務とは認められません。

【注意！】（別紙4：32～35ページ）に掲げる職種（例）であっても、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に従事していなければ、精神保健福祉士の業務とは認められません。

実務経験証明書の記入についてQ&A

Q1 事業所の欄が2箇所しか記入できませんが、それ以上ある場合は、どうすればよいですか。

A1 証明権限を有する者が同一の場合（経営者が同じ）は、欄を適宜増やすか、コピーして2枚以上になっても結構です。

なお、経営者が違う場合は、必ず、必要部数をコピーして、それぞれから証明をもらってください。

Q2 証明内容で、記入を誤った場合、どのように訂正すればよいですか。

A2 訂正箇所には、必ず、二重線を引き、証明者の印（訂正印 ※私印ではなく代表者印）を押してください。修正液による修正は認められません。

Q3 現在も勤務している場合の業務期間の書き方はどうすればよいですか。

A3 見込みで申し込む場合は、受験資格を満たす期間までが記載されていれば、結構です。

また、確定で申し込む場合は、証明日まで、又はそれ以前の日までの期間を記入してください。

もし、証明日以降の期間で記載されている場合は、すべて見込み証明として扱うことになり、再度、証明書の提出が必要になるので、注意してください。

Q4 業務に従事した日数とは、どう考えるのですか。

A4 実際に受験資格の対象となる業務を行った日数で、休日、年次有給休暇、その他休暇や出張、研修等は、参入できません。

Q5 姓が変わったため、受験申込書と証明に記載された姓が異なっています。どうすればよいですか。

A5 受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。